

寄付金のご協力について（お願い）

学校法人東京純心女子学園は、１９６３（昭和３８）年、「宗教法人純心聖母会」を設立母体として創立され、２０１４（平成２６）年には、創立５０周年を迎えることができました。これもひとえに、惜しみないご支援をいただきました皆様方のおかげと深く感謝申し上げます。

創立者シスター江角ヤスは、「キリストの教えに基づいて真善美を探究するために、聖母マリアを理想とすること」を建学の精神と定めました。以来、豊かな情操と高い知性を育み、献身的かつ国際的視野のもと責任ある愛と奉仕の精神に富む人間を育成することを目的とした教育は引き継がれ、現在は、中学校・高等学校・大学（２０１５（平成２７）年共学化）を擁し、同窓生は約１万３千人を数える学園へととなりました。しかしながら、昨今の私立学校を取り巻く状況は、少子化、グローバル化を背景に、大きな変化を余儀なくされております。このような時代にあっても柔軟に対応し、シスター江角ヤスが理想とした、社会に奉仕する人、愛に根ざした知恵ある人、苦しむ人と共に生きる人をこの地から輩出させるため、本学園は日々邁進する所存でございます。

つきましては、引き続き、広く皆様のご支援、ご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

なお、この寄付金のお申込みは、任意でございます。

皆様のうえに、神さまの豊かな祝福とお恵みがありますようお祈りいたします。

学校法人 東京純心女子学園

東京純心女子学園理事長

松下 みどり

東京純心大学学長

上谷 いつ子

東京純心女子中学校・高等学校校長

森 扶二子

寄付金に対する免税措置

学校法人東京純心女子学園は、文部科学省から寄付金募集について、特定公益増進法人として認定されております。本学への寄付金は、税制上の優遇措置（寄付金控除）を受けることができます。

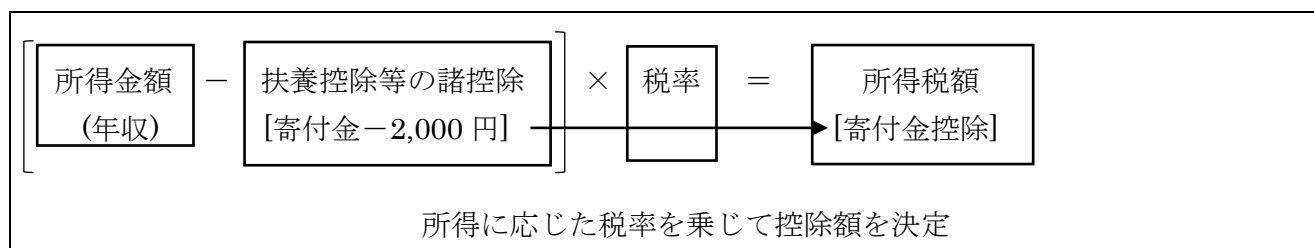
[税制上の寄付金控除]

個人の場合

個人の方からのご寄付は、「特定公益増進法人」への特定寄付として、所得税の寄付金控除の措置を受けることができます。本学発行の「領収書」と「特定公益増進法人の証明書（写）」をお送りいたしますので、翌年の確定申告の際、所轄税務署へご提出ください。

所得控除

各寄付者の所得に応じた税率を寄付金額に乗じて、控除額を決定



[例]

年収 300 万円の 寄付者が 1 万円 を寄付した場合	10,000－2,000 ＝8,000 円	税率 5% (平均的な世帯の 諸控除額を想定)	8,000×5% ＝ <u>400 円</u> を控除
------------------------------------	--------------------------	-------------------------------	--------------------------------

※ 新入生の保護者・保証人の方からのご寄付の場合には、入学が予定される年の年末までは税法上「学校の入学に関してする寄付金」とみなされ、所得税の寄付金控除の対象とはなりません。あらかじめご承知おきください。

法人の場合

企業等法人からのご寄付は、寄付金額が当該事業年度の損金に算入できます。損金算入にあたりましては、「受配者指定寄付」と「特定公益増進法人に対する寄付金」とがあります。

1. 「受配者指定寄付金」（寄付金の全額を損金に算入できます。）

受配者指定寄付金は、日本私立学校振興・共済事業団（以下、私学事業団）を通じて寄付者（企業等法人）が指定した学校法人へ寄付していただく制度で、法人税申告時に寄付金の全額を当該事業年度の損金に算入することができます。免税手続きには、本学から送付させていただく、私学事業団発行の「寄付金受領書」が必要となります。私学事業団への諸手続きは本学で行います。

※ 受配者指定寄付金の場合は、本学にご入金いただいた後、私学事業団へ送金することになりますが、損金算入手続きに必要な「寄付金受領書」の発行には私学事業団が寄付金を受理してから約1ヵ月ほどかかることがあります。当該決算期に損金処理をされる場合には予め余裕を持って、お申し込み・お振り込みくださいますようお願いいたします。

2. 「特定公益増進法人に対する寄付金」（寄付金を一定の限度額まで損金に算入することができます。）

特定公益増進法人に対する寄付金は、一般の寄付金の損金算入限度額と別枠で一定の額まで、損金算入が認められます。法人税申告時の損金算入の手続きには、本学発行の「領収書」と「特定公益増進法人の証明書（写）」が必要になります。

特定公益増進法人の損金算入限度額の計算方法（参考）
 $(資本金 \times 0.375\% + \text{当該年度所得} \times 6.25\%) \times 1/2$

〔個人住民税に関する寄付金控除〕

都道府県・市区町村が条例によって指定した寄付金のうち2千円を超える部分について、都道府県指定の場合4%、市区町村指定の場合6%の金額が税額控除されます。

本学への寄付金は「東京都」および「八王子市」から条例指定を受けておりますので、寄付をした翌年の1月1日現在でこちらに住所を有する方については、個人住民税の寄付金税額控除を受けることができます。本学発行の領収書を添付して所轄の税務署で確定申告をして下さい。

（詳細お問い合わせ）

東京都主税局課税部課税指導課個人事業税係 電話03-5388-2956

八王子市税務部住民税課市民税・都民税担当 電話042-620-7219

なお、本学が「東京都」および「八王子」以外の地方団体（道府県・市区町村）の条例により指定されているにつきましては、各地方団体によって異なりますので、お住まいの道府県・市区町村の税担当課にお問い合わせください。

- ・都道府県 $(\text{寄付金額} - 2\text{千円}) \times 4\% = \text{住民税の控除額}$
- ・区市町村 $(\text{寄付金額} - 2\text{千円}) \times 6\% = \text{住民税の控除額}$

（都道府県及び区市町村の双方が指定した場合は10%）

寄付金についてのお申込み方法

ご寄付をお考えの方は、財務課までご連絡ください。申込書類等をお送りいたします。

寄付金は、本学指定口座への振込、又は財務課窓口にて承っております。

【振込先】

○郵便振替 ・ 00190-3-135223

※申込書類等に同封の「振込取扱票」をご使用いただくと、振込手数料は不要です。

○銀行振込 ・ りそな銀行 八王子支店 （普）1030828

・ 三菱UFJ銀行 八王子中央支店 （普）0016391

口座名義 ガク) トウキョウジュンシンジョシガクエン
学校法人 東京純心女子学園

なお、お振込みの際は、必ず、お振込み人名（寄付者名）を入力ください。

問い合わせ先

〒192-0011 東京都八王子市滝山町二丁目600番地

（学）東京純心女子学園 法人事務局 財務課

寄付金担当

T e l . 042-691-1378

F a x 042-692-0362

E m a i l : kifu@g.t-junshin.ac.jp